

公益社団法人日本ラクロス協会 倫理・コンプライアンス規程

第1条 目的・基本方針

本規程は、公益社団法人日本ラクロス協会（以下、「当協会」という）の関係者が遵守すべき倫理・コンプライアンスの基本方針 および 関連事項を定めることを目的とする。

倫理・コンプライアンス基本方針：

当協会の関係者一人一人が以下を実践し、ラクロス競技の健全な普及・発展に努める。

- ・理念、VISION、VALUES に基づき、日々活動する。
- ・ラクロス競技の関係者としてのプライドを持ち、自発的な行動と相互協力によって文化を育て、Lacrosse Makes Friends を体現することで、広く社会に貢献する。
- ・各ステークホルダーの意見を尊重しながら、各種コンプライアンスを遵守し、インテグリティを発展させる。

第2条 コンプライアンス担当役員および担当者の設置

前条の基本方針を踏まえ、理事会は、当協会全体のインテグリティを発展させるための「コンプライアンス担当役員」（以下、「担当役員」という）1名を決議により選定する。なお、担当役員が欠けた場合は、理事会は速やかに後任を選定しなければならない。

2. 担当役員は、コンプライアンスに関する業務を担う「コンプライアンス担当者」を任命する。

第3条 適用の範囲

本規程において、当協会の関係者は以下の者をいう。

（1）団体

- （ア）競技団体会員（当協会定款第6条に定める）
- （イ）各連盟に加盟している競技団体
- （ウ）当協会の事業に参加する団体
- （エ）賛助会員（団体）

（2）個人

- （ア）役員（当協会定款第20条に定める）
- （イ）職員（当協会就業規則第2条に定める）
- （ウ）事務局、各連盟、各委員会に所属する者
- （エ）競技会員、協力会員、賛助会員（個人）（当協会定款第6条に定める）
- （オ）（1）の（ア）（イ）（ウ）に所属する個人
- （カ）当協会の事業に参加する個人

(3) その他

(ア) 当協会の事業に関与する団体・個人

第4条 遵守事項

前条に定める者は、次の行為（以下、「違反行為」という）を行ってはならない。

- ・身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）
- ・必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと（わいせつ・セクハラ）
- ・競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと（不適切な指導）
- ・当協会の事業等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと（事業運営施設利用不適切行為）
- ・補助金、助成金、交付金等の不正受給、不正使用、脱税、当協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること（不適切経理）
- ・職務やその地位を利用して自己または他者の利益を図ること（利益相反行為）
- ・反社会的勢力と関係を有すること（反社会的勢力との関係）
- ・法令や当協会の定款および諸規程または方針に違反すること（法令・規程等違反行為）
- ・人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする個人または集団に対する差別（人権侵害・差別行為）
- ・その他当協会の名誉と信用を著しく害する行為（品位を汚す行為）

2. アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

第5条 処分

第3条に定める当協会の関係者が、第4条遵守事項に違反したとき、以下の処分を課すことができる。なお、他の個別規程・規約等に定める処分については併せて課すことができる。

(1) 団体および個人に対する処分

- ・譴責：始末書を取り、注意し戒めること
- ・罰金：一定の金額を当協会に納付させること
- ・没収：不正に取得した利益を剥奪し、当協会に帰属させること
- ・一定期間または無期限の当協会の事業への参加資格の停止
- ・一定期間または無期限の当協会会員資格の停止
- ・当協会会員規約第9条に定める除名処分

(2) 個人に対する処分

- ・減給：当協会から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること

- ・一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任。但し、役員の解任については定款第 25 条に則り、職員の解任（解雇）については就業規則等に則る。
- ・当協会の認定する資格の一定期間または無期限の停止
- ・当協会の認定する資格の降級または抹消
- ・当協会の認定する資格の等級に関する再取得の禁止

第 6 条 処分手続き

裁定規程にて定める。

第 7 条 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 1 6 日 制定

公益社団法人 日本ラクロス協会